

平成18年8月25日

長野県知事

田中 康夫 様

「長野県」調査委員会

会長 磯村 元史

委員 岩瀬 達哉

委員 喜田村 洋一

委員 黒木 昭雄

委員 後藤 雄一

## 「長野県」調査委員会報告書についての 追加報告

平成17年11月22日付けで貴職に提出いたしました、「長野県」調査委員会報告書(以下、「調査報告書」といいます)についての、追加報告を提出いたします。

この追加報告では、以下の2点をご報告するものであります。

### 1. 調査報告書への、ご意見やご異論について

調査報告書の公開に際して、県民の皆様には、「この調査報告書の記載内容についてのご意見、ご異論、もしくは事実解明に役立つような新情報があれば、できるだけ具体的な資料を添えて、06年5月末日までに、当調査委員会宛に提供していただきたい。」旨のご案内を行いました。

これを受け、調査報告書提出後から去る5月末日までの間に、当調査委員会宛には、6件のご意見やご異論(以下、「ご意見等」といいます)が寄せられました。

これら6件についてのご意見等の内容と、それらに対するご返事を、原文もしくは極力原文に近い形で、掲載いたしました。

## 2.平成17年11月22日以降の、当調査委員会の調査活動について

この点につきましては、平成18年6月13日付け貴職宛の「寄せられたご意見やご異論などのご報告」にて、既にその大部分を中間的にご報告してあるところではありますが、この際、追加事項を加筆して再掲載いたしました。

この追加報告をもちまして、当調査委員会設置要綱に記載の「長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿処分問題等、同オリンピック全般について問題となっている事項」の調査に、一区切りを付けたいと存じます。

この間、調査にご協力くださった方々に、厚くお礼申し上げる次第であります。

なお今後の残る2テーマ、すなわち「長野県の財政悪化問題に関する事項」及び「しなの鉄道株式会社の設立経過問題に関する事項」につきましては、今般の「長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿処分問題等、同オリンピック全般について問題となっている事項」と比べ、何れもその調査内容に、各般の専門的知見が要求されますことから、当調査委員会としては、然るべき有識者の委員の補充などを見てから、具体的な活動に入りたいと考えております。この点宜しくご配慮のほど、あわせて申し添えます。

1. 調査報告書への ご意見等について
---------------------

注1. お寄せくださった6件のご意見等のうち、後記 〃、〃、〃、〃の5件につきましては、お名前・ご住所も含む原文のままの形での掲載と、それらに対する当調査委員会からの返信原文の掲載を、ご了承いただいております。

注2. 残り1件（後記 〃）のご意見等につきましては、原文のままの形での掲載についてのご意向を伺ってありましたところ、平成18年8月19日付けで、「匿名扱いでの掲載」のご返事が寄せられました。従って、当調査委員会からの当初のご返事共々、すべての個人情報に関連する部分を伏せつつ、なるべく原文に近い形で掲載することといたしました。なお、この場合は「匿名扱い」の表示としており、印刷などの都合上、メールの形式を通常の文書形式に変更しております。

注3. 掲載順は、受付順としております。

岩田薫氏から、平成17年12月9日付け書面を、同月10日に郵送で受付。

清川博明氏から、平成18年5月29日にメールで受付。

「匿名扱い」のメールを、平成18年5月31日受付。

及川稜乙氏から、平成18年5月31日にメールで受付。

矢崎明子氏から、平成18年5月30日付け書面を、同月31日に郵送で受付。

江沢正雄氏から、平成18年5月31日付け書面を、同年6月1日に郵送で受付。

## (1)岩田薫氏からのご意見等 と それに対する返信

「長野県」調査委員会 冬季五輪招致費に関する報告書 への異論

2005年(平成17年)12月9日

長野県北佐久郡軽井沢町

「五輪招致費用の不正をただす会」代表

岩田 薫

t e l 0 2 6 7 ( )

f a x 0 2 6 7 ( )

前略 調査委員会の活動に敬意を表するものです。さて、以下の点について訂正を申し入れる次第です。

## 記

- ・ 訂正していただきたい箇所

「報告書」28ページ記載の「図表1 長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿に関する経緯」に関して、以下の事実を加筆していただきたい。

- ・ 1999年(平成11年)1月26日 住民グループ長野地方裁判所に住民訴訟を提起(前年12月にソルトレークシティでIOC委員への買収疑惑が持ち上がったのを受けてのもの。被告は当時の吉村午良県知事、塚田佐長野市長、堤義明招致委員会名誉会長ら8名。交付金8億3100万円の返還を求める内容)
- ・ 同年 2月12日 長野五輪招致費に関わる捜査依頼状を住民グループが検事総長あてに提出
- ・ 同年 4月6日 住民グループ東京地方裁判所に住民訴訟を提起(JOC「IOC問題プロジェクト」の最終報告を受けた3月18日のIOC総会での長野不問の決定を受けて提訴したもの。被告は団体としてのIOCと、同代表のサマランチ個人。交付金8億3100万円の返還を求める内容)
- ・ 同年 9~10月 上記2件の住民訴訟について、長野地裁と東京地裁が相次いで判決(請求棄却)

この件に関しては、調査委員会の事務局長だった松葉謙三氏に平成16年3月直接自宅でお目にかかって、詳しい話をしています。資料もすべてお渡ししました。その際、五輪帳簿がスチール本棚いっぱいあったこと、当時の関係者の内部告発により、帳簿は焼いたというのはウソで、副知事だった池田典隆氏の長野市内の私邸に運び込んで隠蔽したという事実がわかっていること……等を証言しました。ところが、そののち、松葉氏は調査委員を辞任し、県の任期付職員になってしまったため、この情報が残った委員に伝わっているか不明となりました。松葉氏からは、何の連絡もなく「ちょっとひどいのではないか」と思っていたところ、平成17年10月になって当の松葉氏本人から、「岩田氏から提供された情報と資料は残った委員に引き継いでいるから」との内容の電話がはいった次第です。従って、現委員会も私の提供した情報と資料は掌握しているものと考えます。しかるに、報告書には、江沢氏ら住民グループの動きについて年表等に記載されているものの、私たちの住民グループ（「五輪招致費用の不正をただす会」）の件は全く触れられていません。池田氏の私邸に運び込んだ帳簿に関しても調査したのかどうか触れられていません。

少なくとも、提訴は歴史的事実であり、当時のマスコミ報道を調べていただければ、国内だけでなく、海外でも報道されていることが確認できるはずです。

報告書は県に公文書として残る以上、是非とも年表部分への追加記述を求める次第です。なお、当時の捜査依頼状や訴状など、資料も改めてFAXしておきます。

この件について、委員会の返事をいただきたく思います。何分よろしく願いいたします。

（追伸 私たちの動きに関しては、平成17年11月20日緑風出版から出た『堤義明との5700日戦争』にまとめてあります。もし必要でしたらお読みください）

「五輪招致費用の不正をただす会」代表

元軽井沢町議 岩田 薫

（長野県北佐久郡軽井沢町

t e l 0 2 6 7 ( )

f a x 0 2 6 7 ( )

平成17年12月14日

「五輪招致費用の不正をただす会」 代表  
岩田 薫 様

「長野県」調査委員会  
会長 磯村 元史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。

貴会からの訂正のお申し出、及び関連するご意見、確かに拝受いたしました。

先ず、貴会の提訴の「歴史的事実」につき、当調査委員会が平成17年11月22日付けの報告書（以下、「当報告書」といいます）28ページの図表1に記載しなかった理由は、以下のとおりであります。

- 1) 平成11年1月26日に長野地方裁判所に提起された訴訟、及び同年4月6日に東京地方裁判所に提出された訴訟については、いずれも実質的な審理が行われたとは認められなかったことによるもの。
- 2) 同年2月12日付けの長野五輪招致費に関わる検事総長宛の捜査依頼状に対する回答が、あったのか否かが、判然としていなかったことによるもの。

一般論といたしまして、当報告書に対する、「具体的・実証的な異論や反論」のありました際の修正につきましては、製冊いたしました当報告書を改訂することによらず、「追加報告」の形により、その中に収録することとしております。

従いまして、上記1)の2件の訴訟において実質的な審理が行われていた場合、もしくは上記2)につき、具体的な回答があった場合には、お手数ですがそれを示す資料をご送付いただければ幸いです。その場合には、お申し越しの内容をご要望という形で受け止め、そのご趣旨を体した記述を、追加報告に盛り込むことを改めて検討いたしたく、この段ご了承くださいますよう、お願いいたします。

次に、「池田氏の私邸に運び込んだ帳簿に関しても調査したのかどうか触れられて」いないとのこと指摘につきましては、事実確認ができなかったために、当報告書に記載しなかったものであります。

当調査委員会は、池田典隆氏に事情拝聴の要請をいたしましたが、ご返事すらいただけませんでした（当報告書153ページ）。公的な調査権限を有しない当調査委員会としては、それ以上の調査は不可能であります。ましてや、私邸への搜索などはできるものではなく、事実確認はできませんでした。

なおこの間の事情のご説明が、当報告書の提出までできませんでしたこと、心苦しくは存じておりましたが、提出を終えた後だからこそ、このようなご説明が可能となりました当調査委員会の立場と事情を、ご賢察くだされば幸いです。

先ずは取り急ぎ、ご返事まで申し述べます。

敬具

(2)清川博明氏からのご意見等 と それに対する返信

## 冬季五輪検証は今に直結する

伊那市在住 清川博明

「長野県」調査委員会報告書を読むと、長野冬季オリンピック招致活動の会計帳簿が人目に触れなくなっている現状が何を意味するのかが大変よく分かる。「もしや不当な招致活動があるのではないか」という疑いをまさに疑いではなく事実として認めた内容である。

もっと強く不当性を認定できるのではないかと、まだ生ぬるいのではないかと思える部分もないことはない。具体的には、会計帳簿を処分する指示がもっと意図的にもっと明白に職務命令として責任者である元知事や元市長から出ていないとおかしいと思える点だ。それを『村度のガバナンス』だと日本的なあいまいなニュアンスにしているものだろうか、当初は考えた。何しろ、市民グループの活動に危機感をもった職員たちが対策会議を持ったりするほどなのだから。

しかし、日本的組織では大いにありうる経緯なのかもしれないと思い始めている。むしろ、そういう村度こと不当な不正な事実を隠蔽してきた日本的情実の実態なのかもしれない。それを指摘しておくのも大いに意味のあることなのだろう。それに第一、これら認定は最低限の認定なのであって、これだけで終わりだと言っているわけではない。少なく見積もったこれら認定の背後にどれだけの問題があるのかと想像すべきなのかもしれない。

もう済んだことなのに何をいまさらという声に隠されているのは、公共工事に期待したい利権集団の本音であろう。現在や将来の県政をどうするのかというもともとの問題意識を高めるためにも、そこをしっかりと押さえたい。そのためにも、招致活動中での西武グループの動きとか、県議会の役割、報道の問題点など、もっと具体的に、もっと違う視点から、この問題の更なる解明を一県民として求める。

( 2 0 0 6 . 5 . 2 9 )

平成18年6月21日

清川 博明 様

「長野県」調査委員会  
会長 磯村 元史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。

この度は、当調査委員会の調査活動に対する評価とご要望の書面を賜り、誠にありがとうございました。頂戴しました意見書は、委員全員で拝見いたしました。当調査委員会の調査活動にご理解を賜りましたこと、委員一同厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、当調査委員会の調査活動は、県有施設の倉庫を隈なく調べて見つけた文書資料、当時の関係者や情報提供者からお寄せいただいた資料・証言など、客観的な資料に基づいて行っているものでありますため、今後とも県民各位のご理解とご協力に負うところが大きいものでありますことは、改めて申し上げるまでもございません。

先の調査報告書では、長野県民の皆様のご協力を頂きながら、調査報告書に記載の事実を認定するとともに、可能な限りの未公表資料も多数お示しし、皆様の今後の判断材料の提供に努めさせていただきました。

当調査委員会といたしましては、現時点では可能な限りの認定をさせていただいたつもりでありますこと、また、当調査委員会には他のテーマも課せられておりますことから、長野冬季オリンピック招致委員会会計帳簿処分問題につきましては、本年5月末まで受け付けました具体的・実証的反論等への対応とその報告を持ちまして一区切りとさせていただきたく存じます。しかし当調査委員会が存続しております限り、新たな事実の認定に繋がるような、新しい具体的かつ実証的な資料・証言が寄せられました際には、それに基づいて新たな対応も検討してまいりたいと思っております。

今後とも、清川様を初めとする長野県の皆様の一層のご活躍をお祈り申し上げますとともに、当調査委員会の活動へのご理解と、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当調査委員会が近く知事に提出予定の「追加報告」に、皆様から寄せられたご意見やご異論などを、公開を前提に掲載することとしております。折角頂戴しましたご意見でございますので、その一環として、頂戴したメールの全文（お名前を含む）と本件ご返事とを掲載いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご意向のほどを、専用メールアドレス宛にお聞かせくだされば幸いです。

先ずは、ご返事とお願いまで申し述べます。

敬具

(3)「匿名扱い」のご意見等 と それに対する返信

(以下の文中の、アルファベットと 印は、個人情報保護の観点からの表記です。)

長野県調査委員会 殿

「長野冬季オリンピック招致委員会帳簿処分問題に関する調査報告書」に対する意見書

私は の一人です。調査報告書読ませていただきました。行政が作ったとは思えないハッキリした物言いに驚いています。

さて県が招致活動を行っていた当時から使途が不明な招致費の一部が政治家に流れているのではないかとの話がありました。この件に関し報告書には記載がないので意見書を提出します。1994年 月に松本市で行われたある会の打ち上げの席上、会の出席者であるA国会議員に「招致費の一部が政治家に流れている。とりわけ長野県出身のBに流れているという話がある。議員はご存じないか?」との質問をしたところ、A氏から「それは4億円です」という答えが返ってきました。具体的な数字だったので私も驚いたのですが、現職の国会議員からの返事だったので信用に足るものだと思っています。その席にはC氏、D氏も同席していました。場所はEという喫茶店です。この件に関し調査委員会が継続して調査し、不透明な金の流れのさらなる調査をお願いします。

2006年5月31日

長野県松本市

平成18年6月21日

様

「長野県」調査委員会

会長 磯村 元史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。この度は、当調査委員会の調査活動に対する評価とご要望のメールを賜り、誠にありがとうございました。頂戴しましたご意見は、委員全員で拝見いたしました。当調査委員会の調査活動にご理解を賜りましたこと、委員一同厚く感謝を申し上げる次第であります。

頂戴いたしました内容、すなわち「Bに流れた資金が4億円」との趣旨の、A氏のご発言に関連し、当調査委員会としての調査を行うべく下調べに着手いたしましたが、そのA氏は平成 年 月 日に逝去しておられます。また、同席しておられたとされるD氏（当時・ ）も、平成 年 月 日に逝去されました。

このような次第ではありますが、なるべく早く調査を開始したいと思いますので、ご意見の中にあります以下の2点につき、当調査委員会の専用メールアドレスにご教示くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

「1994年 月に松本市で行われたある会・・・」との記載であります。具体的には、1994年 月の「何日」の「何時ごろ」でしょうか。また「ある会」の名称もしくは主催者・開催の対象など、会の特定ができそうな材料は、ございますのでしょうか。ご記憶の範囲で、お教えくださると助かります。

C氏（当時・ ）に、当時の事情を確認するために、面談の申し出を行うこととなりますが、その際に、貴殿からのメールの全文（お名前を含む）を、C氏にお送りしてもよろしいでしょうか。

なお当調査委員会といたしましては、今般皆様から寄せられたご意見やご異論を、近く知事に提出予定の「追加報告」に、公開を前提に掲載する予定としております。

C氏との面談が、可能・不可能のいずれの場合も、「お寄せいただいたご意見・ご異論」の一環として、貴殿のご了解を得た上で、頂戴したメールの全文（お名前を含む）を掲載したいと存じますが、この点はいかがでしょうか。

また、お目にかかってお話をお聞かせくださるほうがよろしいようでしたら、当方より参上いたしますので、その旨ご連絡くだされば幸いです。

まずは、取り急ぎお願いまで申し述べます。

敬具

## (4) 及川稜乙氏からのご意見等 と それに対する返信

## 1998 年長野冬季オリンピック招致活動に関する意見

大町市 及川稜乙

1998 年長野冬季オリンピック（以下、長野オリンピック）の問題として一般に認識されていることは、招致活動に関する会計帳簿が「紛失した」件であるように思われる。それは単に重要書類がなくなったという問題に止まるものではなく、その損失によってオリンピック招致活動を検討する作業が致命的な打撃をこうむったことを意味する。そのうえ、マスメディアが喧伝してきた「焼却」ないし「紛失」という言葉の裏には、会計帳簿の存在を意図的に抹殺したい事情があったのではないかとの疑いが推量される。巷間うわさされた招致活動にまつわる怪しい行為や不適切な行動が追及されることをすこぶる嫌がった人達が存在し、またそのことに気づいていながら、オリンピック本番までの進行に水をさすかもしれないと「配慮して」見ない振りを決めこんだマスメディアがあった、との色濃い疑惑である。帳簿の「焼却」が誰かの指示によるものだったとなれば、それは証拠隠滅という犯罪行為であり、マスメディアが「焼却」の事実を確認する努力さえしないで早々に断定的にネーミングし、紛失という軽微行為へと世論を誘導したのは、二重に罪が深いのである。このように会計帳簿問題は長野オリンピック問題の全体にかかわる問題であるが、私はここで敢えて長野オリンピックの問題点を多角的に論じる視点が欠けていると指摘したい。

長野オリンピックの最大の問題とは、行政自らが企図して実行した公金の不正流用事件である。かつ、議会もマスメディアもそのことを認識していたにもかかわらず黙認した、という歴史的な大事件である。私の推測では、長野県はオリンピック開催という超弩級のイベントを開催するにあたって、通常の人事組織や予算編成では対応できないことがわかったときに、それに見合った特別な編成を組むことを極力避けたかったのではないだろうか？ 県行政の膨大な事務を長期に渡ってこなしていくためには、予算編成など長年蓄積してきた仕組みをオリンピック期間だけ変更して、事務の継続性・統一性を損なうという選択はしたくなかったのではないだろうか？ だから、オリンピック施設や関連道路の整備は、多くの場合、たてまえはオリンピックのための工事でなく、通常の林道建設、農道整備、砂防工事等だとされたのである。

私たちの社会には、長い長い時間と夥しい先人達の努力を費やして、営々と築き上げてきたルールがある。それは現在も未来も、私たちの社会にとって失ってはならない基本的なルールであり、宝物と呼んでもよいほどの大切な約束である。有形無形の公共物を整備するためにすべての国民がその分に応じて公正に負担する。その手段のひとつとしての税金については、その集め方、使い方の検討にこと細かな決まりを作ってきた。限られた金額の公金を使うにあたって、対象事業の重要性、緊急性、着手の優先性、設計の妥当性等々を検討するために、別途に議会まで設けて厳正に対

処してきたのである。しかるに長野オリンピックはそのルールをあっという間にご破算にしてしまった。林道を建設すると言ってスキー競技コースを作り、農道を整備すると言ってアクセス道路を開け、橋を架けた。もとより、オリンピックのために作ると最初から堂々と言えばそのまま認められたであろうと思われるように、工事自体はさほど目くじら立てて糾弾すべきことではない。だが、公金の使途目的に嘘があってはならない。一国会議員の政策秘書の給料をワークシェアリングと称して複数の職員の手当てに流用してならないことと同断である。長野オリンピックにおける公金流用は質量ともに、政策秘書の給料流用事件を遥かに凌駕するものである。その具体例として、白馬会場をめぐる私が見分してきたことを以下に挙げるので、公的な場で検討してもらいたい。

## 記

1 白馬村のオリンピック滑降競技会場の整備に関し、いわゆるスタート地点問題がマスメディアによって陽動作戦とおぼしき大きな扱いを受けていた裏で、実はゴール地点の整備をめぐる巨額の公金浪費が進行していた。

(1) ゴールエリアの整備は通常の河川砂防整備事業として計画し実施されたが、その設計、手順、費用すべてに通常の工事では到底ありえないと思われる異様さがある。

(2) 男子滑降のゴールエリア建設に際し、時速100キロメートルを超える高速突入の危険に対処するために、一般客用の既設のゲレンデを拡げ、あわせて観客席報道席を設置する必要から原形の山腹を削る工事がおこなわれた。

(3) 山腹を削った理由は、仮設流路の護岸に積む石材を至近距離で調達するためと説明されたが、実際に用いられた石材は当地のものとは別ものであった。

(4) 仮設流路を計画した理由は、本流を改修する期間の水流を管理するためであったらしいが、わずか100メートル余りの小さな谷川の改修工事に要した期間は、オリンピック開催までの数年間に及んだ。

(5) 工事に要した数年の間、スキー場として営業される冬期は仮設流路内に土嚢を詰め、その上に丸太を敷いてさらに圧雪処理をほどこし、冬期以外は自然の水流を妨げないように詰め物を片付け、と埒もないことを繰り返していた。

(6) オリンピック終了後、観客席報道席は撤去され、谷川は原流の位置に復元され、削られた地肌植林がほどこされ、用済みとなった仮設流路の上には土が掛けられ、わずか100メートル余りの仮設流路工のみに要した1億円余は、文字通りドブに捨てたも同然の始末とはなったので

ある。

(7) 工事の初期に原流に設置されていた古いコンクリート管が掘り起こされて長期間周辺に放置された。そこはヒメギフチョウの食草がはえる土地だった。そのことを知った毎日新聞は私への電話で、記事にしたいのでコメントがほしいと言ったが、私はゴールエリア全体の問題に触れないのならばそんな記事は見たくもないと返事した。記事にはならなかったようだ。この件については、朝日新聞松本市局長へも30分くらい電話で説明したが反応はなかった。

(8) 女子滑降ゴールエリアでは、約300メートルにわたって谷川の護岸工事が施された。オリンピック会場として恥ずかしくない景観を保持するという理由からであろうか、自然石を手積みにした工事の費用は約3億円であった。

2 オリンピック開催のメリットとして地域が活性化すると言われたことについても、多角的な検証が必要であろう。

(1) クロスカントリー競技会場のオリンピック後の利用と維持管理の負担状況はどうなっているのだろうか？ 優れた景観を犠牲にして建設された大きな施設だけに、有効な利用がなされないまま荒廃させてはなるまい。

(2) クロスカントリー競技会場へのアクセス道路が走る一帯は、少ない交通量に比して道路の数や規格が過剰とも見える。とくにそのあおりで既存の農道の補修にお金が回らず、傷んだまま放置されている箇所が増えているようだ。

(3) バイアスロン競技会場の当初予定地とされた林地は、猛禽類の営巣が見つかったことから、自然保護の精神を優先して計画を変更し、野沢温泉村へ競技会場を移転させたのだと説明された。が、予定地のどまんなかを高圧線が貫き、鉄塔が景観の主人然としてのさばっている様を見れば、そこが最初から立地条件を充たしていない場所だったことは明瞭であろう。そして、そのありえなかった約束にもとづいて買収された場所に、代替りの施設として県は1億円を投じた植物園を造成した。管理する地域住民は今、この物件をどのように評価しているのだろうか？

3 ジャンプ競技会場はアスベスト原料の蛇紋岩地帯に建設された。工事が始まって間もないころに視察に訪れたある地質の専門家は、現地に着く前1キロメートル以上も離れた場所から遠望するや、セメントをまぶしたような特徴のある地肌を見て、即座に蛇紋岩と指摘した。現場の蛇紋岩に含まれるアスベストの密度は低いという検査結果があるそうだが、そうは言ってもブルドーザーで掻き砕き巻き上げたアスベストの総量は桁外れに大きいと考えられる。工事に携わった関

係者および周辺住民への健康調査も含めた事後アセスメントを実施すべきであろう。

- 4 長野県土木部は、オリンピック準備のどさくさにまぎれて、八方尾根ゲレンデに隣接するペンション街の一等地に砂防見張り小屋？と称する家を新築した。その真の利用目的は、土木部職員とその家族親族がスキーを楽しむさいに格安な宿泊を享受するためであった。事実が露見した現在は利用を控えているとのことであるが、さりとして本来？の見張りが出来る環境でもなし、売却されるでもなし、高価な土地建物がほったらかしになっている。なぜ？

建設の目的が果たせなかったとなれば国の補助金を返還しなければならなくなるなど、ややこしいことになるから、時間がたつのをただ待っているということらしいのだ。

- 5 長野オリンピックが自然保護に配慮した大会だということを強調するために、施設整備周辺の貴重な植物を移植するイベントが地元学校の児童生徒を動員して挙行され、新聞やテレビで大々的に宣伝された。あれから数年たった今、保護されたはずの植物はどうなっているのだろうか？とりわけ、自然にやさしい行為を体験した子どもたちは心が豊かになり、自然への理解力が向上しただろうか？

連絡先 〒398- [REDACTED] 長野県大町市 [REDACTED]

Tel/Fax 0261- [REDACTED]

及川稜乙（おいかわ りょういつ）

平成18年6月21日

及川 稜 乙 様

「長野県」調査委員会  
会長 磯 村 元 史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。

この度は、当調査委員会の調査活動に対するご要望の書面を賜り、誠にありがとうございました。頂戴しました意見書は、委員全員で拝見いたしました。当調査委員会の調査活動にご理解を賜りましたこと、委員一同厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて先の調査報告書では、長野県民の皆様のご協力を頂きながら、「長野冬季オリンピックの招致活動」を中心に、調査報告書に記載の事実を認定するとともに、可能な限りの未公表資料も多数お示しし、皆様の今後の判断材料の提供に努めさせていただきました。

今回、及川様からご意見やご指摘を頂きました事項は、何れも招致活動の後の、関連施設の建設やその事後処理の問題と理解しております。

当調査委員会には他のテーマも課せられておりますことから、ご意見やご指摘いただきました事項につきましては、次のテーマの中で検討させていただくことにしたいと存じておりますので、意のあるところをお汲み取りくださるよう、宜しくお願い申し上げます。

今後とも、及川様を初めとする長野県の皆様の一層のご活躍をお祈り申し上げますとともに、当調査委員会の活動へのご理解とご提言を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当調査委員会が近く知事に提出予定の「追加報告」に、皆様から寄せられたご意見やご異論などを、公開を前提に掲載することとしております。折角頂戴しましたご意見でございますので、その一環として、頂戴したメール(お名前を含む)と本件ご返事とを掲載いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご意向のほどを、専用メールアドレス宛にお聞かせくだされば幸いです。

まずは、ご返事とお願いまで申し述べます。

敬具

## (5) 矢崎明子氏からのご意見等 と それに対する返信

## 「長野県」調査委員会様

はじめに、長野冬季オリンピックの招致活動に関する調査報告書を作成して下さいましたことに感謝申し上げます。

招致活動の実態を明らかにできるはずの会計帳簿や帳票類が故意に紛失させられており、しかも招致委員会が解散してから十年有余の歳月が経過してしまった現時点において、報告書に掲げられている認定1～15のことからについて調査をして下さった御苦勞と誠実に敬意を表したいと思えます。

調査活動の一助になるような情報を持ち合わせていけばよいのですが、所詮は蚊帳の外の存在で、提供して差し上げられる資料は何もありませんので感想と要望を述べさせていただきます。

報告書を読み進めるうち、招致委員会が杜撰な会計の収支を行いながら、県・市町村ぐるみで容認してきた経過に腹立たしさを覚えました。私は福祉施設に勤務しておりますが、どんな些細な金額といえども支出の際には、予算書あるいは購入伺いを提出し、管理責任者の決済を待ってからの実行となります。領収書のない支出は絶対に認められませんし、万一紛失してしまった場合には自腹を切って支払うことになっています。

ところが、バーミンガム総会の前後に領収書のない使途不明の9000万円という支出が発生していることにもかかわらず、前副知事が領収書のない支出があったということだけであって、賄賂に使われたわけではないのだから不正とは言えない旨の答弁をされていることには怒り怒髪に達するという心境です。招致委員会は公務所ではなく任意の団体ではありましたが、使われているお金は県民より募った寄付金であり、県からの交付金であり、けっして招致委員会の会員個人からの資金提供によるものではなかったわけですから、予算書・精算書・領収書のない支出は許されるべきではないと考えます。

たかだか2週間のイベントである冬季オリンピックを招致したいが為に、今日に至る県財政の悪化を招くような無規範な招致活動が行われたことの責任を不問にしてしまっただけでは、今後まっとうな県政を築けないのではと危惧します。

報告書が公開された現時点において、認定された1～15のことからへの真偽や責任の問題を、当時の関係者に再度問い直してみたい衝動にかられますが、果たしてその実現性や解明の可能性からみて意味のあることとお考になりますでしょうか。

私個人としましては、特に次の7点について真偽と責任の所在を突き止めたいたいと考えます。

パーミンガム総会前後の用途不明な 9000 万円について、支出を許した当事者の責任について

…ビデオ作成費とするのは見積金額と照らし合わせて妥当性がないことが判明しているし、ロビーイング費用としても既に多額の費用が拠出されているので、「ワイロ」かもしれないと疑われても仕方のない支出である

八十二銀行の通帳に複数の口座を設けた理由について

支出科目の根拠のない変更や、領収書のない支出を黙認した監査担当者の責任について

「スタジオ 6」への追加支払いが報酬金でなくて何なのか

古美術輸出監査証明の偽造が行われた責任について

県による寄付金割り当ての違法性について

I O C 倫理コードを甚だしく逸脱した過剰接待の責任について

この作業を継続して調査委員会の方にお願ひできたらと思いますが、役目ではないと判断されるのでしたら、県民の立場で行いたいと考えています。その場合 ~ についてどなたを指名するのが妥当であるのか、御示唆頂ければ幸いに思います。

なお「長野県」調査委員会の皆様には、引き続き県財政悪化の問題に着手して頂きますことをお願いし、県民の私たちは調査報告書を糧に、健全な県政の実現を目指していくことで皆様のご苦勞に報いたいと考えます。

2006 年 5 月 30 日

茅野市

矢崎明子

平成18年6月20日

矢崎 明子 様

「長野県」調査委員会  
会長 磯村 元史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。

この度は、当調査委員会の調査活動に対する評価とご要望の書面を賜り、誠にありがとうございました。頂戴しました意見書は、委員全員で拝見いたしました。当調査委員会の調査活動にご理解を賜りましたこと、委員一同厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、お申し越しの点につきましては、以下のとおり当調査委員会の見解を申し述べます。

- 1) 意見書1枚目の下から4行目に記載の、「…その実現や解明の可能性からみて意味のあることとお考えになりますでしょうか。」とのご質問について

端的に申し上げて、当調査委員会の認定事項につきましては、公権力による調査権限がない場合は、調査報告書に所載の程度が限度かと思われれます。従って、貴簡にあります「真偽や責任の問題を、当時の関係者に再度問い直して見」ることの「実現性や解明の可能性」は、残念ながら皆無に近いといわざるを得ません。

- 2) 意見書2枚目の下から7～6行目に記載の、「この作業を継続して調査委員会の方にお願いできたらと思いますが、役目でないと判断されるのでしたら…」とのご要望ないしはご質問について

当調査委員会には、公権力による調査権限がありません。従って、長野冬季オリンピックの招致活動に関する部分での、調査報告書に記載した認定事項を超える調査は、新たに、実証的な材料を伴う具体的な情報がありませんと、困難であろうと存じます。

- 3) 意見書2枚目の下から5行目に記載の、「…どなたを指名するのが妥当であるのか、御教示いただければ…」とのご要望について

「どなたを…」というのが、責任追及の対象者を指すのであれば、組織の論理からしてそれは当然、当時の知事・副知事・招致委員会の会長(=知事)・事務総長・事務局長などとなります。

ただ、これらの当時の幹部が、意見書に記載の ~ に関する個別・具体的な指示をしたという証拠は、現段階では発見されておられませんので、「誰が」という特定はできておりません。

以上、県民の皆様の庶民感情に副い得ないもどかしさを感じつつ、ご返事に及びました。どうか意のあるところをお汲み取りくださいますよう、宜しく願い申し上げます。

なお、当調査委員会が近く知事に提出予定の「追加報告」に、寄せられたご意見やご異論などを、公開を前提に掲載することとしております。折角頂戴しましたご意見でございますので、その一環として、矢崎様からの意見書(お名前を含む)と本件ご返事とを掲載いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご意向のほどを、同封の返信用紙と返信用封筒にてお聞かせくだされば幸いです。

まずは、ご返事とお願いまで申し述べます。

敬具

(6)江沢正雄氏からのご意見等 と それに対する返信

「長野県」調査委員会 殿

2006年5月31日

## 「長野県」調査委員会報告書に対する意見書

元オリンピック招致費返還訴訟原告団代表 江沢正雄

〒381 - [REDACTED] 長野市 [REDACTED]

### 意見書の主旨

1. 本報告書の「国内法上は決着済み」の部分は誤りです。削除してください。  
 私たちの住民監査請求は県監査委員会・事務局及び県が一体となって法に定められた適正な監査を行わなかったばかりか、組織的に違法な公金支出を隠蔽し、恣意的に監査請求を「棄却」とした。また、招致関係の公文書を違法に「き棄」し、公文書公開請求に「不存在」決定や偽造された公文書を「公開決定」をして原告住民の「立証機会」を奪った。  
 15年を経て、調査委員会のご努力で明らかになったこれらの資料があれば、「違法な公金支出」は立証できました。

調査で明らかになった事実は、地方自治法第242条の「正当な理由」にあたり、県監査委員会が、本報告書をもとにもう一度監査を行うように提言すべきである。

「公文書き棄事件」については、「不起訴」処分後に、会見を行った大霜兼之元次席検事が、信濃毎日新聞のI記者、読売新聞のY・S記者らに「始めから不起訴は決まっていた」と語り適正な捜査に疑いがある。法務省も招致委員会の委員であった。大霜は福岡県で公証人をやっています。最高検にも一度調査要請しましたがやってくれません。ぜひ調査すべきです。地検の「法的解釈」もまったくの誤りであり、県が「招致活動を県の事務」とし県職員を多数派遣しているのに、「公務とは別の事務」「職員も公務員ではなく」とまったくのでたらめの解釈をしている背景を調査すべきである。

2. 報告書で認定された事実は、

県知事らが代表となり、県議会議員らが委員となった招致委員会が行ったオリンピック招致活動の違法性。

招致活動に関する県の組織的な違法な財務会計行為及び、招致委員会に関する会計帳簿、県スポーツ振興協力会に関する文書等の「不存在決定」、県の直接の招致活動に関する文書の「偽造又は改変による公開」等、県公文書公開条例に違反した公文書公開決定。

県監査委員会及び事務局の地方自治法に違反する監査。

等を明らかにしました。

これらの事実認定は、「知る権利」や地方自治法で保障された住民のチェック機能等、民主主義の根幹に関わることです。子どもたちや住民を招致活動に動員利用し、違法な招致活動によって招致されたオリンピックの関連事業が、現在の県の財政破綻をもたらし、長野市ら関係自治体の財政を悪化させ、その結果行政サービスの低下等を招いたことは住民にとってきわめて重要なことです。

地方自治法第2条の「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」

に「違反した行為は無効である」としている。招致活動及び本件の公金支出を無効とする「認定」をすべきです。

3. オリンピック招致委員会の会計帳簿関連の調査は、以下の「意見書の理由」の点について調査・認定が不十分であり、引き続き調査の継続をすべきです。

4. 「長野県」調査委員会の設置の目的は「帳簿き棄問題」だけではありません。「自然と調和したオリンピック」はかけ声だけで、オリンピックによる自然破壊はキッチリ調査されていません。一部の競技会場は「アセス・フォロー調査」がされていますが、オリンピックによる自然環境の破壊を、分科会を設置して調査すべきです。

「幼苗植栽」「表土復元」法及び、貴重種の移植等の技術的な面もぜひ調査してください。リ्यूージュ・ボブスレー会場など、劇物のアンモニアを冷却剤として使用している施設も老朽化しつつあり、周辺住民の生命にも係わります。競技施設としての利用率も低く、市民が日常的に利用できる施設ではありません。利用状況、維持費等もしっかり調査してください。

5. 県の財政破綻や公共投資削減の原因が田中知事にあるような「ウソ」が議会やマスコミの一部から出ているが、財政破綻の原因は違法なオリンピック招致とオリンピック関連事業への県費の乱費であることは疑い得ない。しかも、公文書公開請求によってもオリンピック関連事業費の総額も内訳も財源はいまだに明らかになっていない。大会運営費も「黒字」だと喧伝されているが、実際は県からの補助金等によって取り繕っているだけであり、「閣議了解」にも違反している。オリンピック開催と県財政破綻の関係を調査すべきです。

6. 同調査委員会の調査対象であった「しなの鉄道」に関連し、バーミンガムIOC総会の直前に新幹線の軽井沢以北の「フル規格」着工が決定した経緯と、在来線の一部廃線等の問題を調査すべきです。また、平行在来線の分離が言われている長野以北の新幹線計画を含め利用見込み及び社会的な影響を調査してください。横川・軽井沢間の鉄道の復興の可能性も調査すべきです。

7. これまでの調査によって明らかになった「バーミンガムでの招致活動費の9,000万円余の使途不明金を含む県による交付金9億2000万円、及び県議会議員に賤別として支給された53万円を含む県が直接支出したオリンピック招致費2億円5千万円余」を招致委員会会長吉村元県知事ら当時の県幹部及び、県議を含む招致委員会の委員らが長野県へ返還し、県が被った損害を治癒するために法的措置をとるよう県へ提言してください。本報告書の巻末には、県民に対し「不法行為に対し損害賠償請求」できる旨が記載されているが、違法行為が明らか以上県が直接「損害賠償請求」を提訴するよう提言してください。

#### 意見書の理由

1. 地方自治法第142条は「地方公共団体において経費を負担する事業の清算人たることができない」と「長の兼職禁止」を定めている。吉村元知事はオリンピック招致委員会の会長であり、代表清算人であった。同招致委員会の違法な招致活動への交付金の交付金の支出決定、交付額の決定、支出命令書の決済権者であり、招致委員会の会計帳簿等保管の責任者であった。「長の兼職禁止」違反が、県補助金等交付規則に違反して交付金を支出し続け、会計帳簿の「き棄」まで行うことができた理由の一つである。違反を「認定」すべきです。

2. 招致活動が仮に「県の事務」であるならば、県教育委員会から事務の委託契約があったはずであり、社会体育事業交付金制度による交付金支出もおかしいとの「認定」をすべきです。地方財政法第4条は「必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」としているが、県と招致委員会が二重に招致活動を行っていたことの説明が、明らかでない。

3. 会計帳簿の保存は、招致活動が県の事務で「ある、ない」に係わらず県の「交付決定」に付された、県補助金等交付規則にもとづく条件である。同規則の事業総額、使途の内訳、同交付金の算出基礎等の交付条件に関する調査がされていない。年度ごとの県への寄付金額に長野市らの負担金額を合算した額を交付金額としたとの文書は、公文書公開請求時に出された文書ではなく裁判の過程で作成された文書である。

4. 会計帳簿のき棄が、「村度のガバナンス」というのは、元知事らにやさしすぎます。吉村元知事が事情聴取に応じない以上「村度うんぬん」の認定ではなく、調査を継続すべきです。元知事やおとぼけの招致委員会市村元事務総長・吉田和民元事務局長らに証言を得るために、県議会議長に対し地方自治法第100条による委員会の設置を調査委員会として要請すべきです。

5. 招致財務委員会が日本体育協会の免税募金を使って募金を集めたとされていますが、日本体育協会の募金も「募金計画書」により、割当的に集められていたことは疑いませせん。ぜひとも調査して、地方財政法第4条の5で禁止されている割当的寄付との「認定」をしてください。募金計画書は、信濃毎日新聞が入手しています。

6. 毎日新聞の95年元日の記事では、「寄付企業が工事受注」と報じられています。本報告書資料40-2もこの事実を証明しています、しかも大手ゼネコンのほとんどが1000万円、長野の北野建設が唯一、県内と中央の両方で合計1000万円を寄付していて、工事請負額に見合った寄付が割り当てられていた可能性がある。また、大手ゼネコンからの入金日が近接していることからパーミンガム総会に向けて金が集められたことが明らかだ。資料40-1を踏まえ、工事請負額と「入札経過書」、寄付金額の関係をさらに調査すべきです。資料39によると「寄付企業に対する取り扱い(処遇)についての検討」とあるが、寄付した数年後に工事を確実に受注していることは、寄付は一種の「賄賂」にあたり、工事受注は官製談合にあたる。県は寄付金の上乗せされた工事代金を支払い「寄付」の意味はまったくなくなっている。熊谷組などは、全国的に指名停止されている最中に工事を受注している。その辺のことを明らかにしていただきたい。

7. 招致財務委員会を設立した経過・実態が明らかになっていない。90年6月に設立されているのに、91年1月になって募金集めを開始していることも疑問です。県選出の有力国会議員らが名を連ねているこの団体に県内募金とは別に募金活動を行わせたことが「裏金」づくりのトリックなのではないでしょうか。

8. 資料38-1では「しんきん」の寄付額が6000万円とあるが、今井寿一郎元県議が「しんきん」幹部から聞いた話では「毛涯副知事から直接8000万円の寄付依頼があった」と私は記憶しています。狡猾で貪欲なIOC委員らが、本報告書で明らかになったようなネクタイやネックレスなどで「高~い」一票を売るとは考えられません。「裏金」づくりが必ずされたはず。今一度調査を続けて下さい。

9. 県の指定金融機関である八十二銀行が本件「預金口座の移動明細」の開示を渋ったこ

とは重大である。鷺沢長野市長らが開示請求に同意しなかったことも笑ってしまいます。

招致委員会東京事務所の口座を含め開示されなかった「移動明細」を引き続き調査すべきです。裁判所の証拠保全決定を受けなくとも、本件口座には県の公金が含まれており、地方自治法施行令第168条の二の2及び同条の四により検査すべきです。「指定金融機関の責務」に反するならば、指定の取り消しを県はすべきです。

IOC委員と婦人らに、東京総会並びに長野来訪時に「ゴールドカード」が渡されたとの内部情報があります。招致委員会名義のカード発行についても同銀行を調査されたい。

10．県から招致委員会に派遣された職員に支払われた人件費の調査が不十分である。公開された県の公文書では長野市と派遣協定が結ばれているが、実際には招致委員会の職務に専念していた。

11．本件交付金は11回にわたり概算払いされているが、一度も清算されておらず県財務規則第80条に違反している。仮に補助金等交付規則の対象外であったとしても、支払い区分が「概算払い」であるなら一旦清算されなければ次の概算払いは規則上できないはずである。公金の支出は法又は規則等によらねばならず、県職員小林俊規らが本件交付金は「何も規制を受けない」と説明したことは、納得できない。同規則違反を「認定」すべきです。

12．オリンピックの開催都市である長野市が、招致委員会に支出した公金は「予算の適正化に関する法律」をもとにつくられた規則によって規定される「負担金」であるのに、長野県のみ「交付金」としかことが、そもそも変。IOC委員らに対する違法な買収・饗応のための裏金づくりのために二重の組織とし、招致委員会という「ブラックボックス」が必要であり、さらに招致財務委員会という団体をデッチ上げる必要があったのだ。本報告書によっても、全体像がはっきりしない。

13．バーミンガムへ2億円を越える現金を携帯したという吉田和民証言を裏続ける証言が乏しく、むしろ疑問がふくらむ。バーミンガムで私が目撃した紋付き袴姿でぶらぶらしていた現文科大臣小坂憲治らの渡航・滞在費用はどこが支出したのか明らかになっていない。バーミンガムに登場した厚化粧の「くのー」忍者（伊賀上野市の忍者屋敷のくのーに間違いのない）神主らへの支出は資料12でも明らかにならない。吉村元知事のバーミンガム総会直前のスイスのIOC本部でのサマランチIOC会長訪問及びパリでの招致活動の内容と経費が不明である。

14．私たちがはじめに本件住民監査請求を行ったのは92年6月5日です。その時県監査委員会事務局長高橋某により、書式が不備との理由で請求書の受付を拒否されました。しかし、法にいう不備ではなく、補正で済むことが後日明らかになり、本件請求の起算日を意図的に5日間遅らせられました。図表-1を補正してください。また、調査囑託の前に「文書提出命令の申し立て」も行いました。

15．本件会計帳簿は、公開されれば困る人たちによって「き棄」されましたが、同時に会計帳簿が「宝の山」である人たちによって現在も秘匿されていることは間違いありません。

以上、乱文で申し訳ありません。大変ご苦勞なことですが、引き続き調査をお願い申し上げます。長野県民の未来と県財政の再建は、これらのことを明らかにすることとから始まります。

平成18年7月10日

元利光°ック招致費返還訴訟原告団代表

江 沢 正 雄 様

「長野県」調査委員会

会長 磯 村 元 史

拝復

ますますのご清祥、お慶び申し上げます。

この度は、当調査委員会の調査活動に対する評価と、詳細に亘るご要望やご指摘の書面を賜り、誠にありがとうございました。頂戴しました意見書は、委員全員で拝見いたしました。当調査委員会の調査活動にご理解を賜りましたこと、委員一同厚く感謝を申し上げる次第であります。

貴簡の記載順序に従い、当調査委員会の見解を、以下のとおり申し述べます。

なお、当調査委員会が近く知事に提出予定の「追加報告」に、皆様から寄せられたご意見やご異論などを、公開を前提に掲載することとしております。折角頂戴しましたご意見でございますので、その一環として、頂戴した貴簡の全文の写しと本件ご返事とを掲載いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご意向のほどを、同封の返信用封筒にてお聞かせくだされば幸いです。

まずは、ご返事とお願いまで申し述べます。

敬具

? 貴簡の「意見書の主旨」の部分について

< 1. について >

A. 先ず、「本報告書の『国内法上は決着済み』の部分は誤りだから削除せよ」とのご趣旨の点につき、ご説明いたします。

「国内法上は決着済み」との表現は、当調査委員会の判断内容を説明したものではありません。それはあくまでも当時の長野県の判断内容でありまして、当調査委員会は、「国内法上は決着済み」との表現を引用し、それに異論を唱える意味で「それは刑法上からの司法判断によるものであろうが、民事上・行政上からは、違法であった。」と認定したものです。従って、引用の部分を削除すると、当調査委員会の論旨に齟齬を来たしますので、それを削除することはできません。

B. 次に、「県監査委員がもう一度監査を行うよう提言すべき」との主旨のご指摘につきご説明い

たします。

地方自治法第242条に定める住民監査請求の請求権者は、「普通地方公共団体の住民」であり、調査報告書記載の事項に関して言えば、「長野県民」となります。

従って、監査請求を行う権利を有する長野県民が、監査委員に再度の監査請求を行い、直接判断を待つべきものと思います。

なお調査報告書に基づく監査委員への再監査の「提言」を行うとすれば、それは当調査委員会ではなく調査報告書の受領者である知事（地方自治法第199条・ ）もしくは県議会（同法第98条）が行うべきものと理解しております。

C. 更に、「・・・大霜兼之元次席検事が『始めから不起訴は決まっていた』と語った・・・」部分につきましては、「始めから不起訴は決まっていた」との会話を直接お聞きになった方からの、書面による証言を江沢様がお持ちであれば、それを抛り所に調査のしようもありますが、その点はいかがでしょうか。伝聞だけの調査は、非常に困難かと思われれます。

D. なお、「地検の『法的解釈』もまったくのあやまりで・・・その背景の調査をすべし」とのご趣旨の部分につきましては、当調査委員会は、司法判断を糾弾したり是正する立場にはありませんので、調査をいたしかねる事情をご理解ください。

#### < 2. について >

貴簡では、「調査報告書が 、 の認定をした」との趣旨から、「・・・招致活動及び本件の公金支出を無効とする『認定』をすべき」と記載しておられます。

しかし当調査委員会は、貴簡2. - にあります「オリンピック招致活動」を、全体として「違法性」がある、とまでは認定しておりません。

また、貴簡2. - にあります「県の組織的な違法な財務会計行為」や「県公文書公開条例に違反した公文書公開決定」も、そのこと自体を個別に認定の対象とはしておりません。

更に、貴簡2. - にあります「県監査委員の地方自治法に違反する監査」につきましても、当調査委員会は「地方自治法の曲解である」としてはありますが、「地方自治法違反」とまでは認定できておりません。

従って貴簡にご指摘のように、「招致活動及び本件の公金支出を無効とする『認定』をする」ところまでは、残念ながらできていないのが実情であることをご理解ください。

#### < 3. について >

貴簡では、「・・・会計帳簿の調査は・・・調査・認定が不十分であり、引き続き調査をすべき」としておられますが、今後の調査の継続は、県民の皆様からご提供いただく情報次第であると、当調査委員会としては理解しております。その理由は、貴簡の順序に従い後述いたします。

< 4.、5.及び6.について >

競技施設などの利用状況、オリンピック開催と県の財政破綻との関係についての調査をせよ、との趣旨のご意見でございますが、これらの点は、今後の問題として、承っておきたいと存じます。

< 7.について >

当調査委員会の任務は、委嘱者であります知事への、調査結果の報告書の提出でありまして、県への提訴の提言までは含まれておりません。そのような提言は県民の皆様が直接なさるか、あるいは、それぞれお選びになった県議会議員を通じて、なさるべきものであろうかと思われま

? 貴簡の「意見書の理由」の部分について

< 1.について >

地方自治法第142条の「普通地方公共団体の長の兼職の禁止」の規定は、関係私企業からの隔離を意図したものと理解しておりますので、招致委員会は、その対象にはならないものと存じております。従って、同法違反の認定はいたしかねます。

< 2.について >

県教育委員会から招致委員会に「事務の委託契約」があったのか否かは、今となっては確認のしようがありません。むしろ当調査委員会としては、「県の事務」か「県の事務ではない」のかが、曖昧なまま推移したことが問題であるとの趣旨の指摘を行ったものであります。

なお、地方財政法第4条の規定は、一般論を定めたものと理解しておりますから、これを以って「県と招致委員会とが二重に招致活動を行っていた」ことを指弾するのは、困難かと思われま

< 3.について >

招致委員会の支出明細が、平成3年度の1年間分しか発見されていない状況下では、ご指摘のような調査ができませんでしたことを、ご理解ください。

< 4.について >

ご指摘の「調査の継続」につきましては、県民の皆様からの新しい具体的かつ実証的な材料のご提供次第であります。宜しくお願いたします。

なお当調査委員会の任務は、委嘱者であります知事への、調査結果の報告書の提出でありまして、いわゆる「百条委員会」の設置の提言までは含まれていないものと承知しております。そのような提言は、県民の皆様が、それぞれお選びになった県議会議員を通じて、なさるべきものであろうかと思われま

< 5. について >

貴簡からは、調査報告書に記載の認定を超える、新たな認定の必要性が、今ひとつ理解できかねております。

< 6.、7. 及び 8. について >

お気持ちは理解できますが、今となっては、調査報告書に記載以上の調査は、司法権限の行使でもない限り、困難であります。

< 9. について >

貴簡では当調査委員会に対し、地方自治法施行令第168条の二及び同上の四による、「指定金融機関への検査をすべき」とのご指摘ですが、その検査の権限者は「出納長または収入役」でありまして、当調査委員会にはその権限はありません。

また貴簡には、「招致委員会名義のゴールドカードが100委員らに渡されていたとの内部情報があるので、八十二銀行への調査を」との趣旨のご要望がありますが、当調査委員会としては、伝聞による材料だけでは、調査に応じてもらえないだけでなく、不測の事態を招来しないとも限りませんので、調査のご要望には副いかねます。

< 10. について >

貴簡には、「県から招致委員会に派遣された職員に支払われた人件費の調査が不十分」とのご指摘がありますが、当調査委員会が発見できた資料からは、その「人件費の支払い」が妥当性を欠くことを裏付けるものは、見出せませんでした。

< 11. 及び 12. について >

長野市などが「負担金」名目の支出であるのに、長野県のみが「交付金」名目の支出であるのはおかしい、とのご指摘ですが、当調査委員会も同様の疑問を持ってはありました。また長野県が自治省(当時)に照会した際の交渉記録(報告書資料編・資料7)からも、交付金名目での支出処理には大いに疑問の残るところであります。しかし、その疑問を解明するだけの具体的な資料を発見できませんでしたので、その点についての言及もできませんでした。

なぜ負担金や補助金ではなく交付金という支出処理形態を選んだのか、という意図が明示された書面や、ご指摘の「概算払い」であることを明示する書面があれば、提示くださるようお願いする次第であります。

< 13. 及び 15. について >

ご指摘の事項についての具体的な資料を発見できませんでしたので、それらの点についての言及もできませんでした。事情ご賢察くだされば幸いです。

<14.について>

貴簡には「…意図的に5日間遅らせられました。」とありますので、「意図的」を証明できる具体的かつ実証的な材料がございましたら、「図表 1の補正」を検討いたします。

(以上)

2.平成17年11月22日以降の 当調査委員会の調査活動について
----------------------------------

## (1) 説明会の開催状況

公開の場での調査報告書に関する説明会は、以下のとおり行いました。

主催者	日時・場所	参加者	出席委員
1) 県議会志昂会	平成17年12月7日 県議会内理事者控え室	県議会議員有志 約20名	岩瀬 磯村
2) 「長野県」調査委員会報告書 を読もう！シンポ実行委 員会 代表=江沢正雄氏	平成18年3月19日 勤労者福祉センター	県民有志 約30名	岩瀬 磯村
3) 「長野県」調査委員会報告書 を読む会 代表=清川博明氏	平成18年5月14日 伊那市公民館	県民有志 約20名	磯村

## (2) その他の報告事項

## A. 県議会総務委員会への参考人出席

平成18年3月20日、県議会総務委員会からの参考人出席要請につき、会長の磯村が出席しました。

質問を受けた事項とその答弁については、県議会総務警察委員会議事録をご参照ください。

## B. IOC委員への照会に対する回答

長野オリンピック招致委員会から、過剰な接遇や経済的便宜供与を受けていたと思われる6人のIOC委員に対し、平成17年11月18日付国際郵便で、「ご自身が受けられた接遇や経済的便宜供与について、どのような認識をお持ちでしたか」等を尋ねる質問状を、送付しました。

質問状の送付先は、ファン・アントニオ・サマランチ氏、ニールス・ホルスト・ソレンセン氏、アウグスティン・カルロス・アロイヨ氏、ケバ・ムバイ氏、セルル・ポール・ウォールワーク氏、モハメド・ゼルギニ氏の6人のIOC委員でしたが、そのうちアロイヨ氏からは、平成18年1月17日、ファックスにより回答が送られてきました。アロイヨ氏の回答は、「長野のもてなしのレベルは、特に過剰との認識はなかった。もし、問題があ

ると考えたのであれば、I O Cに報告していたはずである」といった主旨のものでした。  
他のI O C委員からの回答は、いまのところありません。

### C. 海外メディアからの反響

県のホームページ（英訳・要約版）を見た海外のメディアから、当調査委員会宛にありました取材及び、当調査委員会に関する報道は以下のとおりでした。

【当調査委員会への取材】 Deseret Morning News

【当調査委員会に関する報道】 A P通信社 USA TODAY

AROUND THE RINGS（オリンピック招致に関する専門サイト）

### D. 調査委員会の開催状況

昨年11月の調査報告書提出以降、2回の非公開の調査委員会を開催しました。議事の概要は以下のとおりで、何れも非公開といたしました。その理由は、プライバシーの保護のためであります。従って、この報告の公表を以って、議事録の開示に代えさせていただきます。

第14回委員会(非公開)	日時：平成18年5月26日(金) 15時30分～
	場所：ルポール麹町 アクアマリンの間

<出席委員> 磯村元史、岩瀬達哉、喜田村洋一、黒木昭雄、後藤雄一

<出席関係者> 高橋 功 経営戦略局政策促進チームリーダー  
玉井俊則 経営戦略局秘書チーム主任企画員  
丸山博明 総務部市町村チーム主任企画員（事務局引継ぎのため）

<議事概要> 調査報告書へのご意見やご異論について  
本件報告の案文について

その後の調査事項……資料調査を1回実施

第15回委員会(非公開)	日時：平成18年6月6日(火) 15時30分～
	場所：都道府県会館 4階 407会議室

- <出席委員> 磯村元史、岩瀬達哉、喜田村洋一、黒木昭雄、後藤雄一
- <出席関係者> 玉井俊則 経営戦略局秘書チーム主任企画員  
丸山博明 総務部市町村チーム主任企画員(事務局引継ぎのため)
- <議事概要> 調査報告書へのご意見やご異論について  
本件報告について、補正後、6月13日付けで知事に郵送と決定。

その後の調査事項……資料調査を1回実施

その後の協議 ……8月22日までの委員持ち回りにより、本件追加報告書の知事宛の提出を、8月25日とすることと決定。

(完)